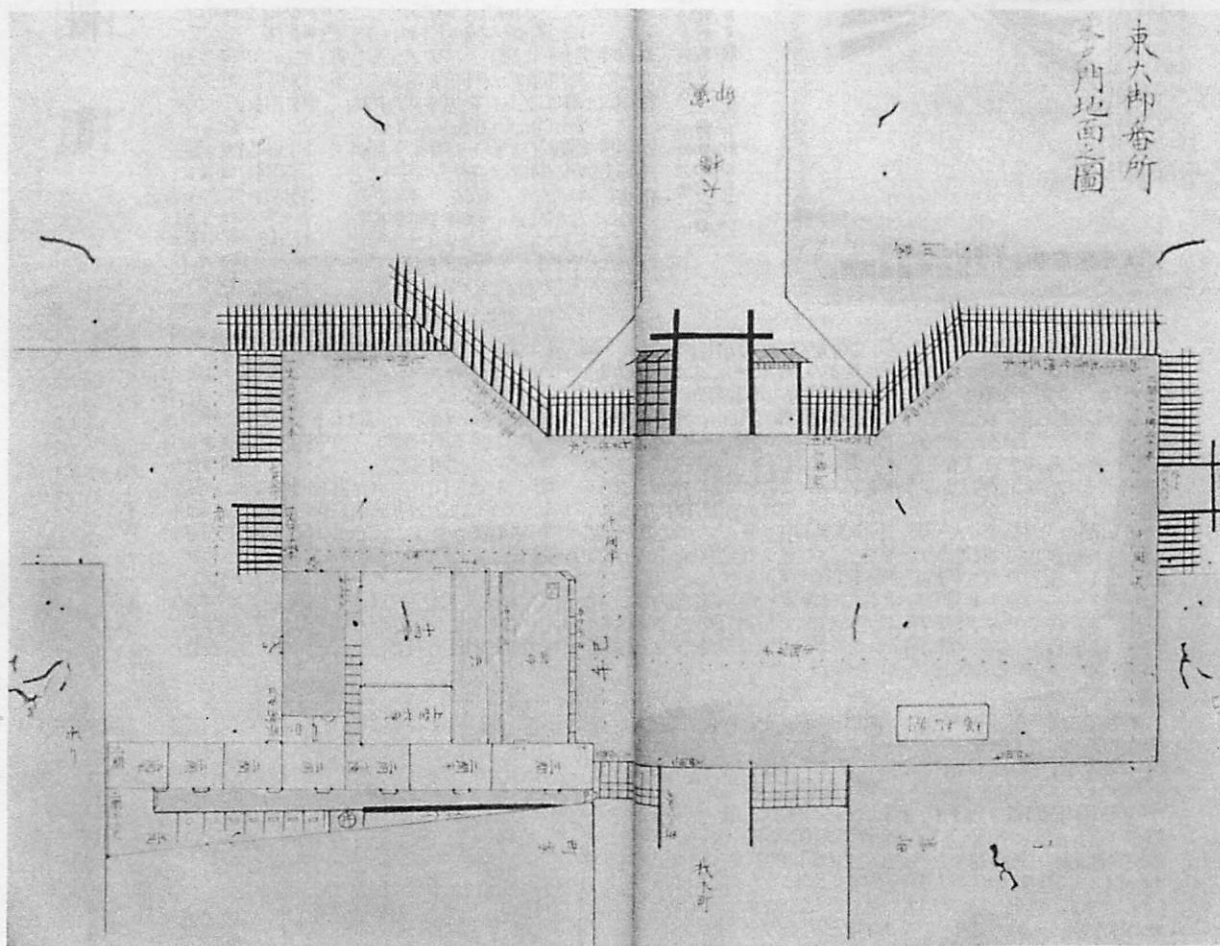


郷土館案内

第 2 号

昭和59年 3月31日

津山市南新座26 市立津山郷土館 TEL(08682)2-4567



東大御番所

木戸門地面之図

元治元年（一八六四）八月に設置された八箇所番所図面のうち、宮川大橋西詰に設けられた東大番所の配置図である。

城下東西の大番所は既に延宝六年（一六七八）に設置されており、東大番所に四人、西大番所に五人が配置されていたことが『森家先代実録』に見える。

元治元年には東西大番所を修復し新たに六箇所の木戸門、番所を設けたのであるが、その理由として「近年時勢」が「不穩」であるとされている。元治元年八月といえば、四ヶ国連合艦隊の下関砲撃、第一次長州征伐と社会を揺るがす事件の起こった時期であり、彩色を施し丁寧に描かれた中に、幕末の緊張した空気が窺われる絵図である。

（安藤 治）



番所と関貫

東西の大番所が延宝六年（一六七八）に設置されたことは表紙解説のとおりであるが、その後天和二年（一六八二）には番所に制札場が設けられた。

東西大番所は城下町を貫通する出雲街道の東西の要衝に位置し、東は宮川大橋西詰、西は關田川に架かる翁橋東詰である。これらの場所は、城下防衛上の重要拠点であるのみならず、城下町の空間構造を決定する地点でもあった。城下町の範囲は宮川、關田川を越え更に東西に発

展していたが、それらは決して均質な拡がりを持っていた訳ではなく、宮川・關田川を境に城内町と外町とに区別されていたのである。

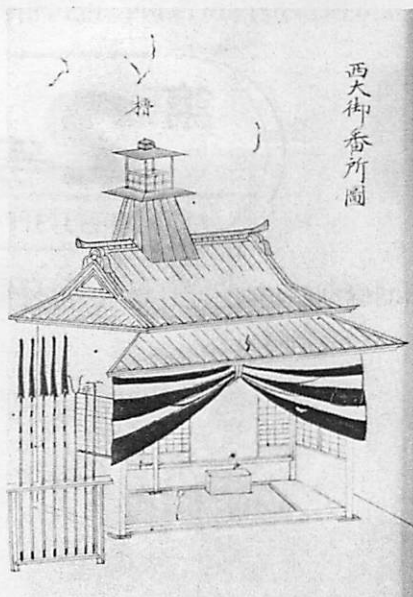
こうした内と外との結節点に置かれた番所は、外に対しては防衛上の役割を持ち、内に対しては城下町支配・治安維持等の機能を果たしていた。大番所前には広場が設けられたが、時には、博奕をした者が捕えられた後、番所前の広場で

大きな灸をすえられ、その上で手鎖追込とされるなど多様な機能を持つ広場として存在していたのである。

城下町の治安維持のために設けられた設備として木戸がある。元禄十年（一六九七）の「改帳」には五十四ヶ所の関貫が載せられているが、享保十年（一七二五）には、「右相改候処五十三ならでハ無之ニ付」という具合で一ヶ所不明になり以後五十三ヶ所ということにされた。これが、明治になって撤去された時には三十八ヶ所しか残っていなかった。

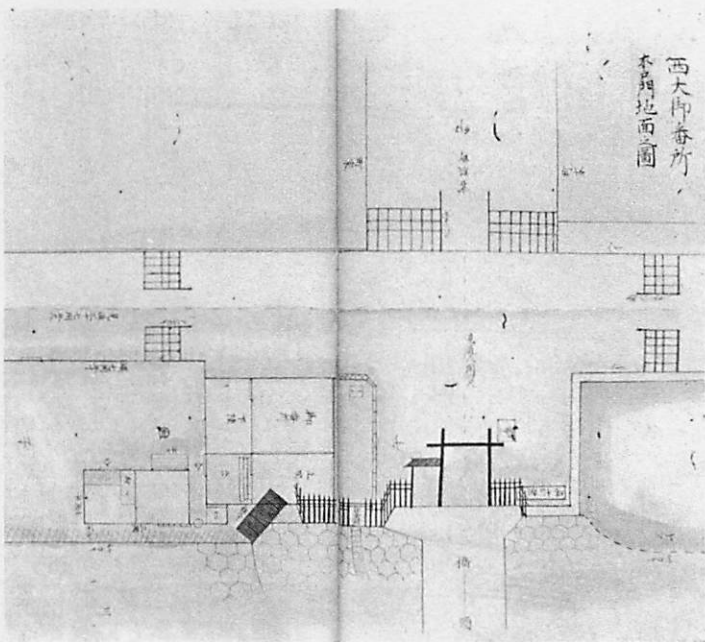
城下町の木戸（関貫）には番人が付き管理に当たったのであるが、その基本的なあり方を文化二年（一八〇五）の『盜賊緝方并関貫定法』から見てみよう。

木戸番の役割の主なものは大扉の開閉である。明六ツ時に大扉を開き、暮六ツ時に閉じる。江戸時代の時刻は不定時刻だったので、六ツ時と言っても季節によって異なる。平均的な時間になる春分・秋分の頃で明六ツ時が午前五時頃、暮六ツ時が午後七時頃にあたる。夏至・冬至の頃にはそれぞれ前後に一時間程度ずれる。この木戸の開閉時刻は江戸時



西大御番所圖

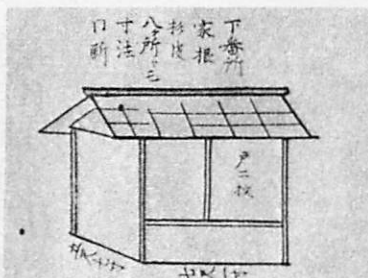
西大番所建物 (津山郷土館蔵 八箇所御番所図面)



西大御番所 本町地面圖

西大番所配置圖 (津山郷土館蔵 八箇所御番所図面)

代を通じて不変だったわけではなく、享保年間には五ツ時に閉じたこともあれば、安永年間には四ツ時に閉じた時期もあった。大扉を閉じた後は、脇のくぐり戸を通行させ、九ツ時（十二時頃）までは脇戸を開いておくがそれ以降は通行止めとなる。それでも緊急に通行しなければならぬ場合は、武士であれば紋付御合印の挑灯、町人は居住する町の年寄が発行する印形手形を持参することになっていた。例外として、急ぎの飛脚の場合は十分に身をあらためた後、通行を許されていた。これらの夜の通行者、荷物等は記録しておき、翌朝、家中関貫番は同心組小頭へ、町方関貫番は町年寄へそれぞれ報告するのである。ここで、家中関貫番と町方関貫番とが区別されているのは、武家屋敷地と町人屋敷地では支配系統が異なるためである。し



下番所 (津山郷土館蔵「八箇所御番所図面」)

かし江戸では、町方の関貫番と區別して、武家地では辻番と稱しているが、津山藩では必ずしも厳密に區別されていたわけではない。町方関貫番が辻番と称される場合もある。更に田町・椿高下等の関貫番が組合請負にされたり、あるいは各町方の町内持になるなど実際の存在形態は多様であった。

木戸の側には番人の詰所である番所が置かれた。江戸の木戸番は番所に住み込み、定期的に給金が支払われていた。住み込みなので番所で商売をする者も多く、「辻番」と思えば饒やいてゐる」と川柳の題材にされるほど、こういった状況は一般的であった。しかし、津山では、関貫番人は定められた時刻に木戸番所に詰め、「御用」を務めることになっていた。

木戸番所の建物については詳細は不明であるが、元治元年(一八四四)に設置・修復された八箇所番所の下番所がほぼ同規模であったのではないかと思われる。これら八箇所番所には役人の詰める「番所」とは別に、木戸門のそばに「下番所」が置かれ、ここに実際の番人が詰めていたらしい。この下番所は二坪もない程度のものであるが、城下町の道幅が二間〜三間、狭い道では一間半のところもあることから考えると、この程度か、あるいはやや小規模の小屋であったろう。また、番所に無宿人を宿泊させたり、関貫取払後の番所を自身番所として利用しているなど、あまりに小規模な小屋とも考えられず、下番所程度が妥当なのではあるまいか。

関貫の作事は当初は作事方で実施し、町方関貫番賃銀は町内持、家中関貫番賃銀は奉行所持であったが、次第に町内負担に移行してゆき、そのため「関貫繕御作事所」被成候筈」として大年寄が過去の事例を調べたとという記載が享保頃の『以後留』に見られる。

天明元年(一七八一)、町々でそれぞれ管理していた関貫を一括して諸吟味役の管理下に置く

ことになった。諸吟味役というのは大年寄の下で事務補佐をする役で、結局大年寄が一括管理することにより、関貫の要不要を判断し、膨張する番人賃銀支出を抑えようとするものであった。その結果、寛政五年(一七九三)には諸吟味役の下に八貫九百目余の余剰銀が生じた。しかし、これは関貫を減らしたにもかかわらず、町内から徴収した結果であって、町内の負担軽減にはならず、こうした余裕が将来的に続くものはあり得なかった。

そのため天保四年(一八三三)二月には、人や荷物の通行が多いとの理由により二人番とされていた材木町、船頭町、元魚町、鍛冶町、宮脇町の関貫番が一人番に減員され、同九年(一八三八)には、二階町、元魚町南詰、戸川町西横丁の関貫が無人とされるに至っている。また同じ頃伏見町の関貫も取り払われている。もちろんこれは財政的の要因のみではなく、実際に関貫の機能の低下があり、その必要性にも疑問が持たれ始めたことにもよるが、やはり、関貫番賃銀の支出を賄いきれず町内から交替で番人に出る町が続出する状況が招いた事態であった。



江戸の木戸 (津山郷土館蔵「江戸一目図」部分)

関貫番の請負が存在したことには既に触れたが、その存在期間については明らかでない。しかし、少なくとも宝暦〜寛政の頃には組合による「受負」が存在していた。彼らは株を所持し、関貫番所に番人を派遣していた。雇われたのは多くの場合老人であったらしく、宝暦十二年(一七六二)には番所で勤務中の独身老人が病死し、以後このような老人を番人として雇わないよう、組合・年寄に対し厳しく言い渡されている。しかし、老人を番人に雇うことについては以後度々禁令が出されており、このような傾向は絶えなかったようである。江戸時代の庶民生活を考えれば、働き盛りの若者や壮年が低賃金の番人に出られるはずもなく、いきおい貧しい老人に限られてくる。再び江戸の川柳を引用すれば「辻番は生きた親仁のすて所」という訳である。

こうした状況の中で関貫は本来の機能を十分に果たし得なくなり、弘化二年(一八四六)には「近來門不メ之趣ニ付一同呼出厳敷申達」ような事態となつていくのである。

(安藤 治)

美作国分尼寺跡雑舎建物について

美作国分尼寺跡は、八世紀中頃国分寺と共に造営された古代寺院である。古くから津山市日上から国分寺にかけてに比定されてきたが、現在その一角に「人神」の小字名をとどめるのみで、顕著な地物はない。

昭和五十五年頃から「人神」に南接する小字「古池」の水田地帯を対象とするほ場整備計画が持ち上がったため、津山市教育委員会が、昭和五十六年から五十七年にかけて三次の発掘調査を実施し、伽藍配置と寺域の確認を試みた。その結果、恐らく小字「古池」一帯は、寺域外であろうと推定され、国分尼寺は現人神の集落の下に眠っているのだらうと想定された。

そこで、その部分にも若干の調査の手を加えてみたが、何分人家の壁に阻まれて思うにまかせず、結局所期の目的を果たすことができなかった。とはいえ、発掘調査によりいくつかの重要な成果を上げることができたのであるが、その一つに、ここでとりあげようとするSB四十五建物の検出がある。

これは、東西一間以上、南北五間の建物であるが、先の調査では経費や調査期間の制約により、その具体的な規模や構造を確定するに至らなかった。

ところが、昨年、想定寺域の東辺を通る南北道路が拡幅されるところとなり、同年の九月から十月にかけて事前調査を実施することとなったので、その機会に先に課題として残したSB四十五の補足調査を実施し、建物の規模や構造をほぼ把握することを得た。

何分、小規模な調査ではあるが、今のところ美作国分尼寺復元の具体的な唯一の手がかりでもあり、かつ全国的にみても、この種の建物の調査例は僅少と思われるので、いまだ整理途上ではあるが、紙面を借りてその概要を報告することにした。

さて、問題の遺構は、SB四十五と呼称しているものであるが、従来東側柱列と北妻柱列の東第一・第二柱を検出していたのみであったが、今回新たに南妻柱列と西側柱の一部を検出す

ることができた。以下、遺構に即して説明を加えよう。

SB四十五A 桁行五間(一三・五尺)、梁間二間(五・四尺)の南北棟掘立柱建物。西側柱列の北第一・二柱は未検出である。柱間は桁行・梁間とも二・七尺(九尺)等間に復元できる。桁行柱筋は、国土座標軸に対して北で約三十分西偏する。柱掘形は、一辺七十〜八十センチの隅丸方形を呈す。

現存する深さは、二十五〜五十五センチである。SB四十五Bを築成する際、すべて西方向から柱を抜き取っている。西側柱南第二柱で良好な柱痕跡を確認した。それによれば、柱の直径は三十センチ程度と推測される。埋土は、黒褐色粘質土で少量の弥生土器・須恵器・土師器・瓦を含む。

SB四十五B SB四十五Aを抜き取って建て替えられた礎石建ちの建物。桁行五間(一三・五尺)、梁間二間(四・八尺)を測る。柱間は、桁行がSB四十五Aと同じく二・七尺(九尺)等間、梁間がAより一尺縮少して二・四尺(八尺)等間となる。従って、西側柱列はAと同位置に建てられているが、両妻中央柱については三十センチ(一尺)、

東側柱については六十センチ(二尺)西へ平行移動されている。

礎石はすべて抜き取られており、その根固め石が若干現存している。礎石据え付けのための穴は、東側柱列と両妻中央柱が、長辺百二十センチ、短辺八十センチ程の丸味の強い長方形で、西側柱は八十〜百センチの隅丸方形を呈する。東側柱列で観察された礎石据え付けの順序は、次のとおりである。

まず、最初にSB四十五Aの柱を西側から抜き取り、そのまま続けて礎石据え付けの穴を掘り窪める。その穴に、黄褐色粘質土と黒褐色粘質土を混合して固くつき固める。その後すり鉢状の据え付け穴を掘り、二十×三十センチ程の根固め石を敷いて礎石を置く。黄褐色粘質土の黒褐色粘質土の混合土中からは、少量の弥生土器・須恵器などが出土し、礎石採取穴には多数の瓦が投棄されていた。

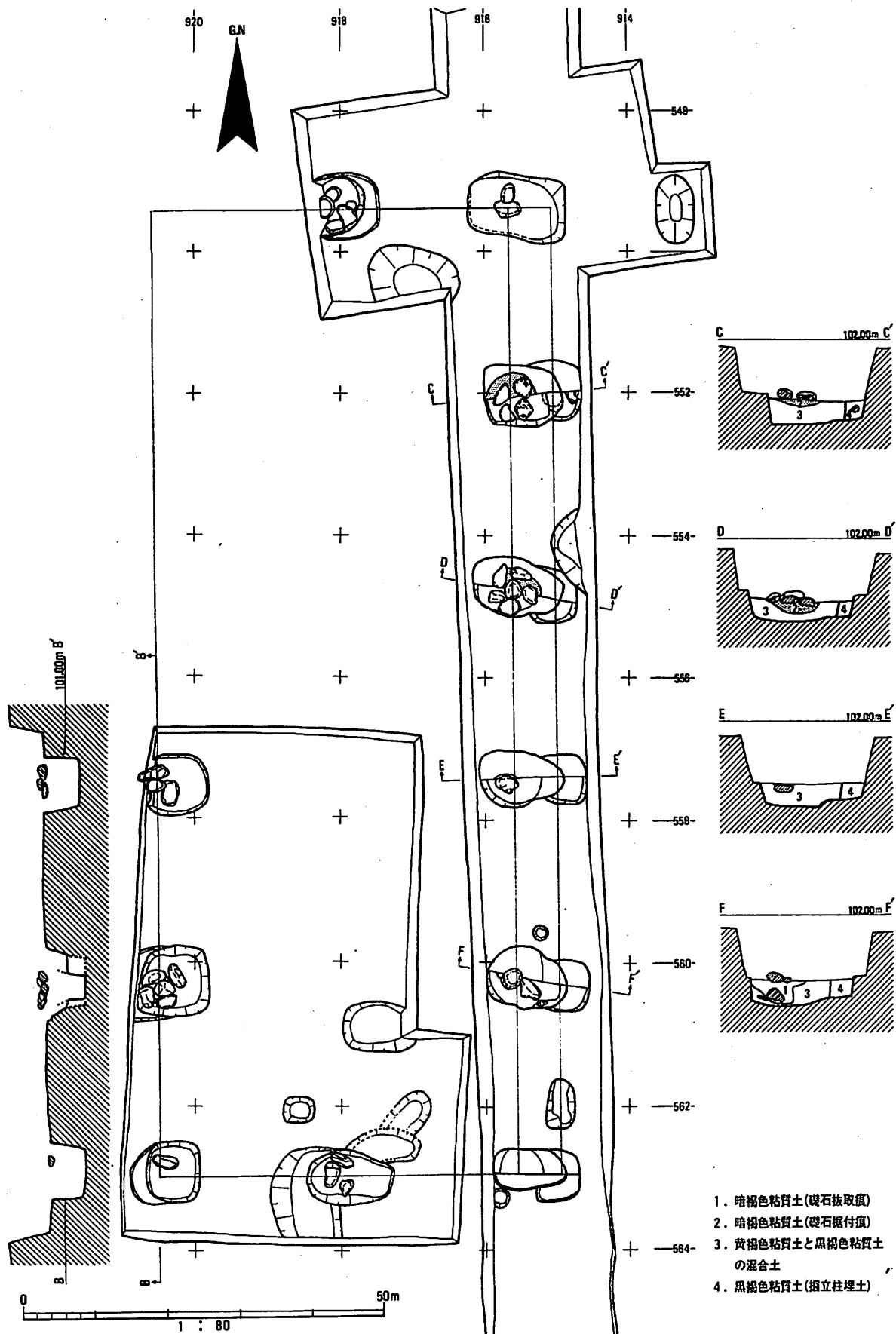
以上、美作国分尼寺跡の調査で検出されたSB四十五建物について略説してきたが、最後に、この建物の性格について若干の整理を行なっておきたい。まず、建物の造営時期である

が、SB四十五Aの掘形埋土に瓦を含むところから、恐らく国分尼寺創建以後と推測されるものの、具体的な時期を決定する資料はない。しかし、建物方位がほぼ真北をとっていることから、国分尼寺に直接関連する建物と考えてはば誤りないだろう。建て替えの時期についても、現状では推測する手がかりはない。

次に、屋根材であるが、SB四十五Bの礎石採取穴に多数の瓦が投棄されていることから、これが瓦葺であったことが推定される。それに先行するSB四十五Aは断言できないが、堀立柱構造であるところから、恐らく茅葺・檢皮葺などの工法をとったものであろう。

建物規模については、桁行五間、梁間二間と考えてさしつかえない。南北と東については、調査によりその限界を確認しているが、西側については、現在の西側柱ぎりぎりまでしか調査が及んでいないところから、さらに西に廂がつくのではないかと疑間もある。

しかし、建て替えの際、西側柱列が現位置で、両妻中央柱と東側柱列が一〜二尺西へずらしているところから、建て替えの



- 1. 暗褐色粘質土(礎石抜取痕)
- 2. 暗褐色粘質土(礎石据付痕)
- 3. 黄褐色粘質土と黒褐色粘質土の混合土
- 4. 黒褐色粘質土(掘立柱埋土)

美作国分尼寺跡 S B45

基準が西側柱筋となつていてと考えられ、恐らく西廂は存在しないものと推測されるのである。建物構造については、妻中央柱筋の南第二と第三柱が存在しないことを確認しているので、恐らく廂も間仕切り柱もない身舎だけの単純な構造と考えられる。

美作国分尼寺跡の伽藍配置や寺域が不明な現在、遺跡全体の中で、S B四十五をどのように位置づけるかは大変困難な問題である。しかし、一連の調査により、S B四十五は寺域北半部にあると推定されるが、もしこの推定に誤りがなければ、現存する南都の諸大寺の例から見ても、当時の寺院の北辺には、政所・厨・庵屋など多くの雑舎群が存在したと思われる。S B四十五も、このような雑舎群の一つに数えることができるのではあるまいか。

以上、推測に推測を重ね、また論じ残した点も多いが、紙数も尽きたので一まず擱筆することにした。

(溱 哲夫)

美作鬢鏡と郷村記について

矢吹正則が明治十二年に著わした「美作略史」によると、次のように記されている。

享保二年九月

美作鬢鏡勅成

林盛龍州之新藩ノ幕藩ノ轄ヲ區分シ毎村吏名草高及ビ名勝舊蹟等ヲ記録シテ小冊子ト為シ梓ニ上フ(以下略)

原本は不明であるが、「吉備群書集成」第一輯に収録されている「美作鬢鏡」と同資料である。内題は、「懐中鬢鏡」である。

が、林盛龍の序文と、奥書に花も香も

うつりにけりな鬢鏡

代春

享保二丁酉陰

九月吉日

開版

山口兵竹圃
安東正耀圃

次に、「郷村記」については、

旧津山松平藩士で、郡代・町奉行職等を勤めた三浦家から当館に寄贈されたものである。大きさ十三・五×十九・〇センチ

九十二丁の小形横帳である。表題はなく、見開に

郷村記 常澤函軒筆

一宮村新兵衛と申而

中庄屋役勤候節書候とかや

先書主 一宮村権兵衛

當主一宮村

中島綱左衛門元圃

天明七丁未年十月

と記している。天明七年(一七八七)の写本であるが、記されている幕府の代官や、津山藩の代官・大庄屋名から享保二年に著わされたことが分かる。

さて、常澤函軒と、林盛龍の関係は不明であるが、この二つの資料は後述する点を除くと、享保二年時美作一円における、ほぼ同内容を提供している。

では、相違については、主に二点があげられる。まず、記載項目である。松平越後守領 内藤丹波守領 幕府領代官支配所 津山大年寄町代名 国中寺数 国中古城並城主附 十二郡庄郷保 が、両資料共通であり、津山より方角道法付 作州内所々道法 五代集歌まくり 作州十一社並古跡名所 については、「郷村記」には記載されていない。次に、両資料の内容の相違である。

表(1)

大庄屋触名	郡名	石高
植月六郎右衛門触	久米南条郡	3058.027
	東南条郡	3742.444
香山大郎兵衛触	東南条郡	2953.612
	東北条郡	2963.602
中嶋孫左衛門触	東南条郡	3957.957
	東北条郡	1977.803
多胡勘三郎触	東北条郡	3485.252
中西孫右衛門触	東北条郡	6694.146
土居太郎右衛門触	勝南郡	2231.049
立石弥惣次郎触	西々条郡	7372.428
江川四郎左衛門触	西々条郡	7196.158
桜井七右衛門触	西々条郡	4891.036
廣山孫左衛門触	西々条郡	4305.098
石原理左衛門触	西々条郡	2571.124
土居藤七触	西北条郡	2489.134
岸新兵衛触	西北条郡	2174.654
土居七郎兵衛触	西北条郡	2258.231
大谷茂兵衛触	西北条郡	3550.902
福嶋善兵衛触	大庭郡	7128.505
近藤忠左衛門触	大庭郡	6538.683
美甘三郎左衛門触	大庭郡	6684.777
進五左衛門触	真嶋郡	5621.496
鹿戸喜右衛門触	真嶋郡	5689.119

表(2)

代官名	触名	石高
河村源内	進五左衛門触	5621.496
	鹿戸喜右衛門触	5689.119
	美甘三郎左衛門触	6684.777
	土居七郎兵衛触の内	2258.231
山田与一	近藤忠左衛門触	6538.683
	福嶋善兵衛触	7128.505
	大谷茂兵衛触の内	2566.151
	土居藤七触	2489.134
和田仁左衛門	中嶋孫左衛門触の内	5910.969
	植月六郎右衛門触の内	2569.555
	廣山孫左衛門触	4305.098
	石原理左衛門触	2571.124
	土居太郎右衛門触	2231.049
山岡勘平	香山大郎兵衛触の内	5241.094
	植月六郎右衛門触の内	3742.444
	多胡勘三郎触	3485.252
	中西孫右衛門触	6694.146
荒川唯右衛門	立石弥惣次郎触の内	7115.038
	江川四郎左衛門触の内	7196.158
	桜井七右衛門触	4891.036
高橋幾右衛門	(6触の町作分)	2896.384

津山領については、配列順が全く異なっていることである。それは、領内十萬石の村々を、

「美作鬘鏡」では、東南糸郡・東北糸郡・西北糸郡・西々糸郡・大庭郡・真島郡・久米南糸郡・勝北郡の八郡ごとに配しているのに対し、「郷村記」では、大庄屋触ごとに配していることである（触とは、大庄屋の管轄する村々のことで、後年には稱と称した）。表(1)に示すとおり、領内八郡の村々が、二十名の大庄屋によって管轄されていたことが分かる。さらに、表(2)に示すとおり、二十の触が、郡代の下六名の代官によって分轄・統治されており、このことは「美作鬘鏡」では知ることができない。その他、両資料共にわずかな相違がある。それは、村名・石高・人名等の誤字・脱字・誤写である。このことは、一方が活字本、また一方が筆写本であることによる。

道家大門文庫について

この文庫は、旧津山藩士で、明治初期に津山市神戸にある作樂神社の神官を勤めた道家大門の所蔵していたものである。大門の死後諸氏の手を経て、昭和二十九年当館へ寄贈された。道家大門は、天保元年（一八三〇）津山藩士遠藤浦右衛門の四男に生れ、幼名弥作、助十郎と称した。親族で津田家の養子となり、後に津田家の旧姓であった道家と改めた。

明治元年作事奉行になり、同志十三名と共に作樂神社の創建を願い出、翌年神社の造営に当った。同四年からは神戸村に移り住み、のち神官として同社に奉祀するとともに、名も大門と改めた。

彼は平田篤胤の流れを汲む国学者であり、大の敬神排仏家で、明治元年平田鉄胤に入門している。安藤野雁、草鹿砥宣隆と交わり、万葉調歌人として長短歌に秀で、明治二十三年（一八九〇）病没した。

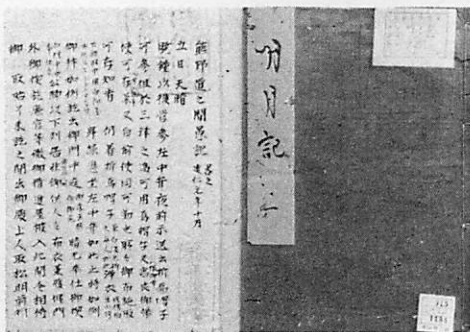
この文庫は四百三十二点千四百四十七冊に及び、歴史、文学関係が主で半数以上を占めている。次いで国学、神道関係の図

書である。歴史関係は日本史等に古化史に関するものが多く、大体南北朝までに集中しており、「西宮記」等の有職故実、「台記」等の日記、「二代要記」等の通史を柱に系譜、郷土史も存する。文学関係は和歌、物語が主で、万葉集に関するものが多く、風土記もまとまっている。物語に関しては、「源氏物語」及びそれに関するもの、「今昔物語」等説話集、「采花物語」等歴史物語等がある。ここでも古代から中世に関するものが多い。国学関係では、平田篤胤の著書が比較的多いが、本居宣長、賀茂真淵等の著書もあり、神学関係では、神社、祝詞、祭祀に関するものがある。

道家大門文庫の一部			
悟道辨	平田篤胤	二卷二冊	刊本
皇典文彙	平田篤胤	三卷三冊	刊本
俗神道大意	平田篤胤	四卷四冊	刊本
乃里登	草鹿砥宣隆	一卷一冊	大門写本
台記	藤原頼長	二十二冊	写本
西宮記	源高明	十二冊	写本
台記別記	藤原頼長	九卷九冊	写本
日本外史	頼山陽	二十二卷九冊	大門写本
一代要記		十卷十冊	写本
毘沙門堂記		二十卷二十冊	写本
玉海	九条兼実	五十四冊	写本
陰徳太平記	香川正矩編	八十一卷四十一冊	刊本
作陽誌	長尾勝明編	六卷六冊	写本
東作誌	正木輝雄	三十五卷存十六冊	大門写本
弘仁式		三十卷十冊	写本
武器考証	伊勢貞文編	二十卷十六冊	写本
伊呂波字類抄	橘忠兼	十卷存九冊	写本
詞の玉の緒	本居宣長	七卷七冊	刊本
万葉集		二十卷存十七冊	刊本
万葉集註釈仙覚抄	仙覚	二十卷七冊	刊本
詞林采葉抄	由阿	十卷二冊	写本
万葉代匠記	契沖	二十二卷二十六冊	写本
万葉集考	賀茂真淵	二十卷存十冊	写本
万葉集玉乃小琴	本居宣長	二卷一冊	大門写本
万葉集玉の小琴	本居宣長	二卷一冊	写本
桜詞集	道家大門	一卷一冊	大門自筆本
源氏物語	紫式部	五十四卷五十七冊	刊本
源氏物語玉小櫛	本居宣長	九卷九冊	刊本
源氏物語忍草	北村湖春	五卷五冊	刊本
日本今昔物語		三十一卷五十冊	写本
明月記	藤原定家	四十九卷五十二冊	写本
霞中記	道家大門	一卷一冊	大門自筆本



である。「津山文庫」は旧藩校の図書といわれているが、その詳細は明らかでなく今後の研究課題である。この印の押されているものは四十七点四百五十冊あり、日本史の有職故実、日記類、契沖の『万葉代匠記』藤原定家の『明月記』等冊数の多いものが多い。(竹内知恵)



行政資料の整理

明治二十二年、地方自治制度確立のため、町村制が施行され、町村合併が行われた。更に、町村財政合理化として、町村合併が推進されていった。現在の津山市も、周辺地域を次々に編入して出来上がった。

昭和四年、苫田郡津山町・津山東町・西苫田村・二宮村・院庄村・久米郡福岡村が合併し、津山市制が施行された。次いで、昭和十六年、苫田郡東苫田村、久米郡佐良山村が、津山市に編入された。そして、昭和二十九年、苫田郡田邑村・一宮村・高田村・神庭村・高倉村・高野村、勝田郡河辺村・大崎村・広野村・滝尾村が新しく津山市となった。このようにして、津山市が造成されていったわけである。

今回整理した資料は、津山市合併以前の旧市町村役場で作成された、行政関係の役場文書である。これら行政関係の役場文書は、保存規定によって、役場での保管年数が決められており、次々と処分されていった。処分されずに残った文書は、合併の際には、新しい市町村へ引き継がれた。津山郷土館の所蔵する

役場文書も同様である。戸長役場から旧市町村役場へ渡り、津山市へ合併する時に、津山市役所へ引き継がれていった。そして、それらの役場文書の一部が、津山郷土館に移されたようである。

明治末期を中心として、明治中期から昭和二十九年までの文書であり、総数は八百五十六点。これらを、津山市合併当時の村名を基準に、広野村・院庄村を欠く十七箇市町村に分けて、村ごとに整理分類した。村別にみると。

津山町	十一
津山東町	一
西苫田村	九
二宮村	十
福岡村	五十六
佐良山村	十九
東苫田村	二
田邑村	四十八
一宮村	三十四
高田村	十七
神庭村	四
高倉村	二百二十一
高野村	五
河辺村	三百六
大崎村	四十四

滝尾村 六十四点
津山市 五
となつてゐる。

分類方法については、明治・大正・昭和時代と長い年代にわたつてゐるので、時代ごとの分類方法をすべきであろうが、各村での点数も少なく、役場文書であるため、時代を分けず、大きく十一の項目に分類した。

0 庶務	四十六点
1 戸籍	四百四十八点
2 土地	二百四十四点
3 農工商・勸業	七
4 土木	三十四点
5 衛生	五
6 教育・文化	三
7 兵事	十四
8 税務	五十三
9 会計	十五
10 議事	十七

その結果、戸籍関係のものが多く、全体のほぼ五十二パーセントを占めた。これらは、出生・死亡、転入・転出による戸籍の異動を記載した、加籍・除籍・管内異動目録が中心となつてゐる。次に多いのは、土地関係である。土地台帳、名寄帳、丈量野取図のほかに、土地の所有関係・移動関係の資料で、全体の約二十五パーセントを占める。続いて、税務、庶務となるが、

各々わずかずつしかない。以上のように、一応整理を終えたが、片寄つたものになつてゐる。今後の近現代史研究のためには、新しい行政関係の資料の整理が必要となつてくるであらう。

(森 尚美)

近刊案内

愛山文庫目録

和書・漢籍の部

発行部数 五〇〇部
価格 未定

